

栃木県林業センターにおける公的研究費の使用に関する行動規範

令和4年12月 7日
最高管理責任者（場長）

最高管理責任者は、研究の実施及び研究費の使用にあたって、信頼性と公正性を確保することを目的として、構成員の行動規範を定める。

- 1 研究費が、場が管理する公金であることを認識し、公正かつ効率的にこれを使用しなければならない。
- 2 研究費の使用にあたり、関係する法令・通達、栃木県や場が定める諸規程、使用ルールを遵守しなければならない。
- 3 研究計画に基づき、研究費を計画的かつ適正に使用しなければならない。
- 4 研究費の特性や事務手続き等を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- 5 相互の理解と緊密な連携を図り、協力して研究費の不正使用を未然に防止しなければならない。
- 6 研究費の使用に当たり、取引業者との関係において第三者からの疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 7 研究費の取扱いに関する講習会や研修等に積極的に参加し、研究費の使用ルールの理解に努めなければならない。

※ この行動規範において、公的研究費とは、国又は国が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

※ この行動規範において、構成員とは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）に準じ、当センターに所属する非常勤を含む、研究者、職員及びその他関連する者をいう。